

## 職員目安箱に寄せられた主な意見・課題

No.	意見・課題の内容	現状及び今後の方針
1	<p>「DX 推進に向けた 5 つのレス徹底方針」に基づき、会計管理局が発出した通知（令和 2 年 12 月 28 日付 2 会管会第 497 号）では、押印省略の対象とする書類については、当面の間は電子メールによる徴収はできないとしている。これは、「5 つのレス」のうちタッチレスの徹底に反することから、見直しをしてほしい。</p> <p>【会計管理局】</p>	<p>電子メールによる書類の提出については、本人確認の方法、文書が改ざんされていないことの検証方法、電子公文書の適切な管理等、様々な観点から課題がある。</p> <p>現在、契約・支出関連事務のデジタル化の取組として、関係局が連携してこれらの課題の解決や事業者から提出される書類のデジタル化を進めているところである。</p> <p>この取組により、契約・支出関連事務における事業者の書類提出については、令和 6 年度からオンライン化する予定である。</p>
2	<p>窓口で交付する各種証明書の申請は電子化されているが、その発行には現在も公印押印が必要である。</p> <p>電子公印があれば、すべて電子化され、サービス向上につながる。早急に導入してほしい。</p> <p>【デジタルサービス局、総務局】</p>	<p>都では、処分通知等のデジタル化を推進するため、令和 4 年度、知事名で発出する文書について、信頼性を担保できる電子署名を先行的に導入した。</p> <p>引き続き、先行事例を検証し、実施手法等の改善を図るとともに、知事公印以外の公印への導入拡大に取り組んでいく。【デジタルサービス局】</p> <p>引き続き、書面を交付する場面もあることから、令和 5 年 3 月、文書の印刷と同時に印影を刷り込めるよう「電子公印」に関する規定を整備した。【総務局】</p>

## 職員目安箱に寄せられた主な意見・課題

No.	意見・課題の内容	現状及び今後の方針
3	<p>都のパートナーシップ制度導入に伴い、民間の手本となるよう、職員の制度を充実させてほしい。各種休暇、扶養手当等の制度を整えてほしい。</p> <p>【総務局】</p>	<p>「東京都パートナーシップ宣誓制度」の趣旨を踏まえ、令和4年11月から、「配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」等を対象に含む、職員の休暇・休業等制度、手当・旅費制度、職員住宅及び互助組合の各種事業について、新たに「パートナーシップ関係の相手方」等を対象に追加した。</p>
4	<p>都と外部との人材交流を拡大してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都と民間企業等との人材交流を増やしてほしい。</li> <li>・都と区市町村の人事交流制度を充実させるため、管理職候補者だけでなく、一般職員も所属の業務分野に関係なく、様々な分野の業務で人事交流できる制度を拡大すべきである。</li> </ul> <p>【総務局】</p>	<p>都庁外組織との人事交流を通じて、職員の人材育成、都庁組織の更なる活性化、組織的な人脈ネットワークの構築・強化を図るため、令和4年10月に「東京都人事交流基本方針」を策定した。</p> <p>今後は、本方針に基づき、海外都市やスタートアップなど、新たな派遣先の開拓・拡充に取り組んでいくとともに、派遣者数を大幅に拡大していく。</p>